

平成25年9月6日

福井県知事 西川 一誠 様

公立大学法人福井県立大学評価委員会
委員長 吉村 融

意見書

公立大学法人福井県立大学の平成24年度財務諸表および次期中期目標期間（平成25年度～平成30年度）の業務の財源に充当する積立金の承認について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第3項および同法第40条第5項の規定に基づく公立大学法人福井県立大学評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

- 1 地方独立行政法人法第34条第1項に規定する財務諸表の承認については、意見はありません。
- 2 地方独立行政法人法第40条第4項に規定する次期中期目標期間の業務の財源に充当する積立金の承認については、適当であると認められます。

なお、本積立金は、法人の経営努力によりもたらされたものですが、その多くは県民の税金を原資とした一般運営費交付金の剰余金であることから、人件費や教員研究費など、毎年経常的に支出される経費に充てるのではなく、厳しい大学間競争の中、第2期中期目標期間において中期計画の実現のための教育研究の高度化など、将来を見据えたときに必要なものに有効に活用されることが望ましい。